

新岡山県幼稚園教育振興計画

平成23年2月18日

岡山県教育委員会

目 次

はじめに.....	1
幼稚園教育について.....	2
1 幼児教育の重要性.....	2
2 国の幼児教育振興アクションプログラム.....	3
3 幼稚園の役割.....	3
本県における幼稚園教育の振興・充実に係る現状と課題について.....	6
1 教育活動の充実.....	6
(1) 幼児教育の充実と理解促進.....	6
(2) 特別支援教育の充実.....	7
(3) 学校評価の充実.....	8
(4) 保育所との連携及び小学校との連携・接続の充実.....	9
2 教員の資質及び専門性の向上.....	10
3 教育環境の整備・充実.....	13
4 家庭や地域社会との連携の推進.....	13
5 3年保育の推進.....	14
6 市町村における幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定.....	15
幼稚園教育の振興・充実の方策について.....	16
1 教育活動の充実.....	17
(1) 幼児教育の充実と理解促進.....	17
(2) 特別支援教育の充実.....	18
(3) 学校評価の充実.....	19
(4) 保育所との連携及び小学校との連携・接続の充実.....	19
(ア) 幼稚園と小学校との連携・接続.....	19
(イ) 幼稚園と保育所との連携.....	20
2 教員の資質及び専門性の向上.....	22
3 教育環境の整備・充実.....	24
4 家庭や地域社会との連携の推進.....	25
(1) 子育て支援の充実.....	25
(2) 預かり保育の推進.....	26
5 3年保育の推進.....	27
6 市町村における幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定.....	29
おわりに.....	30
資料編	
(1) 幼稚園等の設置状況及び就園状況.....	33
(2) 幼稚園における職員の職種別人数の状況.....	33
(3) 園児数の推移.....	34
(4) 岡山県教育委員会が実施している幼稚園教員対象の研修(平成22年度).....	35
(5) 新岡山県幼稚園教育振興計画(仮称)検討委員会設置要綱.....	36
新岡山県幼稚園教育振興計画(仮称)検討委員会委員名簿.....	37
新岡山県幼稚園教育振興計画(仮称)検討委員会審議経過の概要.....	38

はじめに

本県の幼稚園教育は、全国的に見てもかなり早い時期である明治17年の岡山県師範学校附属幼稚科の設置に始まり、以後、各幼稚園において、歴史と伝統ある幼稚園教育を継承しつつ、教育内容、教育方法の充実・改善に向け、熱心な取組が行われてきている。

近年の少子化、地域間の人口の偏りの拡大、ライフスタイルや価値観の多様化、国際化等、社会の急激な変化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。それにともない、子どもたちの基本的な生活習慣や食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足等の課題が指摘されるようになっている。そのため、次代を担う人材育成の観点に立ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性はますます高まっているといえる。

このような状況の中、国においては、平成18年10月に「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、幼稚園や認定こども園における教育の条件整備に関する施策の充実を図るための方向性を示している。また、現在「子ども・子育て新システム検討会議」(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)において、既存の枠組みを超えた幼児教育の在り方が検討されている。

本県においては、「岡山県教育振興基本計画 - 未来を拓く^{ひら}人づくりプラン - 」(平成22年2月策定)において、「心豊かにたくましく未来を拓く^{ひら}岡山の人づくり」を基本目標として掲げ、人づくりにおいて踏まえるべき観点として「確かな学力、豊かな心、健やかな体」「自ら挑戦する意欲や創造性」「社会の形成者としての自覚」「地域を大切に作る心」を示すとともに、「岡山いきいき子どもプラン2010」(平成22年3月策定)において、3年保育の推進、預かり保育の推進、子育て支援活動の充実を内容として盛り込むなど、幼児期の人づくりを推進しているところである。

また、本県の目指す人づくりを進めていくためには、すべての学校や家庭、地域等、社会全体で取り組んでいく必要があり、その初期の段階である幼稚園や保育所等で行われている幼児期の教育は、子どもたちの生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育てるといふ重要な役割を担っている。

こうした状況を踏まえ、家庭が幼児の心身の基盤を形成する場であることを前提に、本県の幼児教育の中核としての役割を担う幼稚園教育の一層の振興・充実を図るため、このたび「新岡山県幼稚園教育振興計画」を策定した。

各市町村及び幼稚園教育関係者においては、それぞれの役割分担と連携のもとに、幼稚園教育を一層推進するため、本計画の趣旨を生かした積極的な取組をお願いしたい。

幼稚園教育について

1 幼児教育の重要性

幼児期は、幼児が保護者や周囲の大人から見守られているという安心感に支えられて、徐々に自分の世界を広げ、自己を発揮しながら自立へと向かう時期である。

この時期には、身体的な発達の基礎ができあがるとともに、行動範囲の拡大にともなって好奇心や探求心などの知的な面も急速に発達していく。さらに、日常の基本的な生活習慣も徐々に形成されて、自立が始まったり情緒や社会性が身につくなど人格形成の基礎が確立していく。

こうした幼児期の発達は、幼児が直接的、具体的な体験の中で、自ら興味や関心を持って周囲の環境にかかわることによって促されるため、発達の実情に即した物的環境、温かい人間関係、ゆとりのある生活リズム等の条件が充足されることが必要となってくる。とりわけ、幼児同士の遊びを通しての様々な体験は、心身の調和のとれた発達の基礎を培っていく上で重要な意味を持っている。しかし、幼児を取り巻く様々な環境や生活様式の変化等にともない、基本的な生活習慣や社会性などを身に付けていくことが難しくなっている。

こうした状況の中で、平成18年12月に改正された教育基本法においては、幼児期の教育に関する条項が新設され、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」(第11条)と規定された。また、平成19年6月に改正された学校教育法では、幼稚園に係る規定について述べられた章が小学校の前に置かれるなど、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎となることが明確にされた。

幼稚園は、集団生活の中で個々の幼児が発達に必要な経験を得られるように適切な教育環境をつくり出し、家庭や地域社会と十分連携を図りながら、組織的で計画的な教育を行うことを目指している。今日、学校教育の始まりである幼稚園教育の果たす役割はますます重要になってきており、一層の充実が求められている。

【公立・私立幼稚園の設置状況】(平成22年5月1日現在)

項目	設置数(園)	うち休園数(園)
公立幼稚園	300(うち分園1)	11
うち認定こども園	6()	0
私立幼稚園	33	0

() 県内にある7園の認定こども園のうち、保育所型の1園を除いた数を掲載している。

2 国の幼児教育振興アクションプログラム

国においては、幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（平成17年1月28日）を踏まえ、国の施策に関する計画及び地方公共団体において取り組むことが望まれる施策を示した総合的な行動計画である「幼児教育振興アクションプログラム」（平成18年10月4日 文部科学省）が策定されており、このアクションプログラムを踏まえた振興計画を策定することが必要である。

国のアクションプログラムの概要は、次のとおりである。

幼稚園と保育所の連携を一層促進するとともに、幼稚園と保育所とで区別なく、小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備する。

入園を希望するすべての満3歳児～5歳児に対して質の高いきめ細かな幼児教育を提供する。

各都道府県において、少なくとも1例以上、幼稚園と小学校間の長期にわたる派遣研修又は人事交流を実施する。

幼稚園教諭一種免許状を所有する現職幼稚園教員数について、おおむね現行（約2万1千人）の2～3割増を目指す。

幼稚園・認定こども園が「地域の幼児教育のセンター」としての役割を果たすよう、当該園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動を推進する。

子どもたちが家庭や地域社会の中で伸び伸びと育まれるような環境を整備する。

地方公共団体における幼児教育関係職員が、必要に応じて国及び都道府県の幼児教育関係職員等による支援が受けられる体制を整備する。

3 幼稚園の役割

幼児期の教育の場として、家庭、地域社会、幼稚園がある。家庭は、愛情としつけを通して幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する場であり、地域社会は、そこに伝えられた文化や伝統、豊かな自然、幅広い年齢層の人々等との触れ合いを通じて、家庭を基盤とした生活経験を豊かに広げていく場であるといえる。そして、幼稚園は、教員や他の幼児との生活の中で、家庭や地域社会での生活経験をさらに豊かなものにするとともに、そこで培われたものが家庭や地域社会の中で生かされていくという循環により、幼児期の発達を一層促す機能を果たしている。

また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、幼稚園は、3歳以上の幼児を対象として、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う

ものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」(学校教育法第22条)を目的とし、学校教育の始まりとしての役割を担っている。

幼稚園教育は、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して発達に必要な体験ができるよう、一人一人に応じた総合的な指導により行われるものである。幼稚園においては、幼児は遊びの中で主体的に対象にかかわり、自己を表出し、そこから外の世界に対する好奇心を抱き、探索し、物事について思考していくが、それらの過程を通して知識を蓄えるための基礎が形成される。また、人やものとのかかわりにおける自己表出を通して自我が形成されるとともに、自分を取り巻く社会への感覚が養われていく。こうした成長を見極めながら、幼稚園では、幼児の小学校以降の発達も見通した上で、幼児期に育てるべきことを幼児期にふさわしい生活を通してしっかり育て、自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力を養っていくことが重要である。

また、幼稚園は、「幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努める」(学校教育法第24条)役割も担っている。「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」(教育基本法第10条)という基本的認識を踏まえ、幼稚園は、保護者が子育てに対する不安を解消し、その喜びを感じることができるよう、幼稚園の機能を生かした子育て支援活動や預かり保育の実施など、地域の幼児教育のセンターとしての役割も期待されている。

幼児の家庭や地域での生活と幼稚園での生活は連続的に営まれていることから、幼稚園教育と家庭や地域での教育の充実を図るとともに、幼稚園が家庭や地域と連携することで、幼児への教育が豊かなものとなり、幼児の健やかな成長が保障されることが求められる。

【市町村における幼稚園・保育所の設置状況】(平成22年5月1日現在)

項目	市町村(数)
幼稚園・保育所ともに設置	22
幼稚園のみ設置	1
保育所のみ設置	4
幼稚園・保育所とも未設置	0

調査対象：27市町村(以下同じ。)

【幼稚園が設置されている市町村における公立・私立幼稚園の設置状況】(平成22年5月1日現在)

項 目	市町村(数)
公立・私立ともに設置	4
公立のみ設置	19
私立のみ設置	0

回答対象：該当23市町村

本県における幼稚園教育の振興・充実に係る現状と課題について

今日の幼稚園教育の現状、幼児を取り巻く環境の変化、幼稚園教育の重要性等から考えたとき、岡山県においては次のような課題が挙げられる。

1 教育活動の充実

(1) 幼児教育の充実と理解促進

幼児を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成18年12月に改正された教育基本法において、「幼児期の教育」(第11条)が新たに設けられた。ここでは幼児期の教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを規定している。

また、平成20年3月に幼稚園教育要領と保育所保育指針が改訂された。幼稚園教育要領には、幼児を取り巻く環境の変化や幼児の育ちの変化等に対応するため、「先生や友達と食べることを楽しむ」「友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする」ことが新たな内容として示された。幼児教育の充実のためには、これらのことも含め、幼稚園教育の内容とその重要性について、幼児の教育にかかわるすべての人々に対して十分な理解を促していく必要がある。

本県の幼稚園においては、これまで、平成9年3月に策定した岡山県幼稚園教育振興計画に基づき、家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、集団生活の中で個々の幼児が発達に必要な経験を重ねることができるよう適切な環境を構成し、組織的で計画的な教育を行うよう努めてきた。

しかし、中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(平成17年1月)には、幼児教育の今日的な課題として、「幼児教育を担う家庭・地域社会・幼稚園等施設は、その責任と役割を十分に果たしてきたかどうか、それぞれが当事者意識を持って考えることが必要である」ことが挙げられ、その具体的な例として「幼児の発達や生活には、家庭・地域社会・幼稚園等施設の中での連続性があるにもかかわらず、幼児教育において三者の連携や補完が必ずしも十分ではなかったのではないか」「幼稚園等施設の中には、社会の変化等に対応していこうとする意識が必ずしも十分になく、家庭・地域社会あるいは小学校等との連携や支援に取り組みなかったものもあったのではないか」などが示されている。さらに、近年の子どもの育ちをめぐる環境について、地域社会などにおける子どもが育つ環境の変化や、家庭における子育てについての環境の変

化が挙げられているほか、幼児教育が一層、総合的かつ専門的なものになる中で、豊富な経験年数を有する教員等も含め、現在の教員等の資質や専門性で十分に対応できるのかという指摘もされている。

本県においても、近年の子どもの育ちや社会の変化に対応しつつ、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭等での生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて幼児の健やかな成長を促す教育を充実していくことは、幼稚園教育の振興のための最も重要な課題といえる。

そうした課題に対処していくためにも、「岡山県教育振興基本計画」の方向性も踏まえながら、個の育ちや、集団としての育ちをどのように図っていくか、また幼児同士の学び合いをどのように計画していくかなど、より質の高い幼児教育を目指して、家庭、地域社会、幼稚園等施設という幼児の成長にかかわるすべての人々の幼児教育に対する理解の促進を図っていく必要がある。

(2) 特別支援教育の充実

平成18年12月の教育基本法の改正により、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」(第4条)という規定が新設され、特別支援教育の実施が明確に位置付けられた。

また、それに先立ち、平成16年12月には発達障害者支援法が成立し、特に発達障害のある幼児への早い段階からの支援が強く求められている。

幼稚園においても、教育上特別の支援を必要とする幼児に対し、「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うもの」(学校教育法第81条)とされている。

特別支援教育は、発達障害を含めた教育上特別の支援を必要とする幼児の自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活の上での困難等を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。したがって、幼稚園における特別支援教育を推進することは、障害のある幼児への教育にとどまらず、すべての幼児への指導の充実にも資するものであるといえる。

これらを踏まえ、幼稚園において教育上特別の支援を必要とする幼児を指導する場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、幼稚園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その幼児の発達を全体的に促していくことが求められる。そのためには、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備を早急に図り、幼児の実態を丁寧に把握していくことが必要である。そして、幼児一人一人の実態に応じた個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、きめ細か

な対応を行うとともに、特別支援学校の「センター的機能」()による支援を積極的に活用することや、教員の特別支援教育に対する理解を深めることにより、教育上特別な支援が必要な幼児への指導・支援の充実を図ることが必要である。

なお、本県においては、岡山県立岡山聾学校に幼稚部を設置し、幼稚園教育要領及び特別支援学校学習指導要領に則り、3年保育を実施している。また、ことば等に障害のある幼児の教育と相談の場として、幼児のための指導教室(小・中学校における通級指導教室に当たるもの)を設置している市町村もある。

【幼稚園における特別支援教育の体制整備状況】(平成21年度)

項目	割合(%)	
	公立	私立
校内委員会の設置状況	54.5	12.1
支援が必要な園児の実態把握の実施状況	96.2	84.8
特別支援教育コーディネーターの指名状況	61.1	18.2
個別の指導計画の作成状況	30.2	9.1
個別の教育支援計画の作成状況	23.3	12.1
巡回相談の活用状況	59.4	36.4
専門家チームの活用状況	41.7	21.2

調査対象：平成22年度 公立288園、私立33園
(休園中の11園を除く。分園の回答は本園に含む。以下同じ。)

- () 特別支援学校の「センター的機能」とは、地域の幼稚園、小・中学校等の要請に応じて、個々の幼児児童生徒の指導に関する助言・相談のほか、個別の教育支援計画の策定に当たっての支援等を行うことを指す。

(3) 学校評価の充実

幼稚園における学校評価については、平成14年4月に改正された幼稚園設置基準において、各幼稚園は自己評価の実施とその結果の公表に努めるとともに、保護者などに対する情報提供等についても積極的に行うこととされた。その後、平成19年6月の学校教育法、同年10月の学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

幼稚園が、目標(Plan) - 実行(Do) - 評価(Check) - 改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、教育活動その他の学校運営について継続的に改善し、その結果を評価していくことは、幼稚園として組織的・重点的に取り組むべきこと

を明らかにするとともに、園長をはじめすべての教職員が幼稚園の目指す方向を共通理解して指導に当たるためにも重要なことである。また、評価結果を公表することは、保護者にとって、幼稚園の学校運営の状況を理解することになるとともに、幼稚園にとっては、学校運営についての説明責任を果たし、保護者との連携・協力の推進を図ることにつながるものである。

幼稚園における教育の水準を向上させ、幼児の健やかな成長を保障する観点からも、学校評価については、今後、内容等を一層充実したものにしていける必要がある。

【幼稚園における学校評価等の実施状況】(平成21年度)

項目	実施した(%)		設置者に報告書を提出した(%)	
	公立	私立	公立	私立
学校自己評価	100.0	87.9	100.0	82.8
学校関係者評価	55.4	15.2	55.4	15.2

(4) 保育所との連携及び小学校との連携・接続の充実

幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであり、幼児期の発達の特性に照らして幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な学習として位置付けて教育課程や保育課程を編成し、教員や保育士が意図的・計画的な指導を環境を通して行うものである。幼児期の教育に引き続き義務教育として行われる小学校教育は、児童の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる力の基礎を培うとともに、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うという役割を果たしている。遊びを中心とした幼児期の教育と教科等の学習を中心とする小学校教育とでは、教育内容や指導方法が異なっているものの、幼稚園や保育所等から子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが求められている。

しかし、小学校入学後の生活の変化に対応できにくい子どももおり、小学校第1学年の教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けないなど、授業が成立しない状況も見られる。このことから、子どもたち一人一人がこうした生活の変化に円滑に対応し、義務教育及びその後の教育において実り多い生活や学習を展開できるよう、幼稚園や保育所等と小学校が相互に教育内容を理解し、指導方法の工夫改善を図るための合同研修等幼稚園教員・保育所保育士・小学校教員の交流や幼稚園や保育所の幼児と児童の交流など、幼稚園と保育所との連携の推進及び幼稚園と小学校との更なる連携・接続の充実が求められる。

また、幼稚園において、教員の援助のもとで幼児同士が共通の願いや目的を持ち、

それに向かって遊びや活動を展開する中で、共に工夫し、協力したりすることや、遊びや活動の中で発生する意見の違いや争いを解決したり、当事者間の折り合いを付けたりすることも含めた協同的な学びを充実させる必要がある。さらに、その学びを小学校教育に円滑に接続させ、子どもの学びや育ちの連続性を保障するためには、教育課程の接続を図ることが必要である。

【幼稚園と保育所・小学校との交流の状況（子ども・教員等）】（平成21年度）

項目	公立（園）	私立（園）
子ども同士の交流をしている	272（94.4%）	13（39.4%）
教員等の交流をしている	250（86.8%）	21（63.6%）

【教育課程の編成に関して小学校と意見交換するなどの連携をしている園の状況】
（平成22年5月1日現在）

項目	公立（園）	私立（園）
教育課程の編成に関して小学校と連携している	177（61.5%）	3（9.1%）

2 教員の資質及び専門性の向上

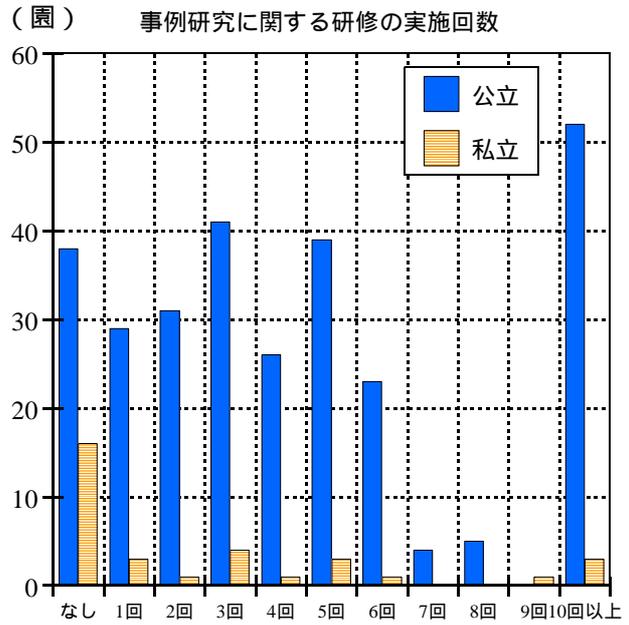
幼児期は人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、その時期の指導に当たる人的環境としての教員が幼児に及ぼす影響は極めて大きい。現在、県内の幼稚園では、事例研究や保育内容等に関するもののほか、特別支援教育や子育て支援に関する事など、時代のニーズに応じた内容の研修も広く行われるようになってきている。

教員は、幼児の成長に大きな影響を与えることを自覚し、幼児教育の基礎となる事例研究や保育内容等に関する研修等を通じて教員としての専門性の向上を図るなど、絶えず研究と修養に努める必要がある。

また、幼稚園においては、社会環境の急速かつ大きな変化にともなう幼児教育の多様な展開に対応したり、家庭や地域社会における子育て支援などの今日的課題に対応したりする必要性が高まっている。そのため、教育上特別な支援を必要とする幼児への指導、家庭や地域社会における子育て支援の相談拠点としての機能などについても、研修等を通じて教員の資質及び専門性の一層の向上を図ることによって充実させていく必要がある。

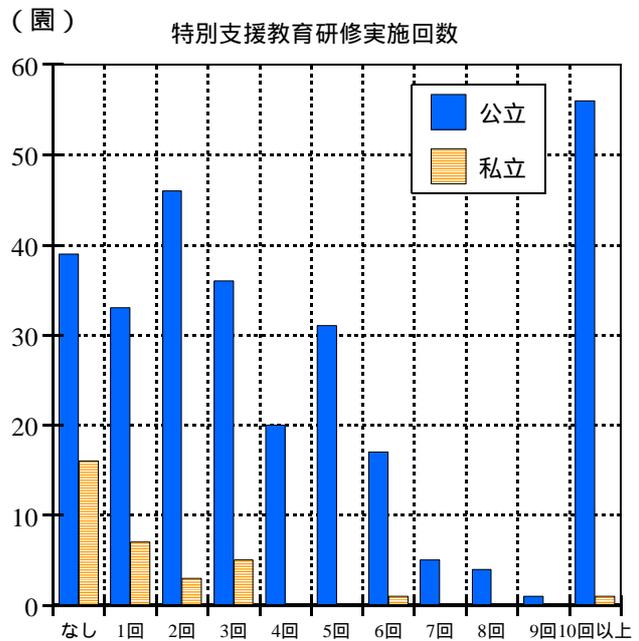
【事例研究に関する園内研修の実施状況】(平成21年度)

実施回数	公立	私立	合計
なし	38	16	54
1回	29	3	32
2回	31	1	32
3回	41	4	45
4回	26	1	27
5回	39	3	42
6回	23	1	24
7回	4	0	4
8回	5	0	5
9回	0	1	1
10回以上	52	3	55
合計	288	33	321



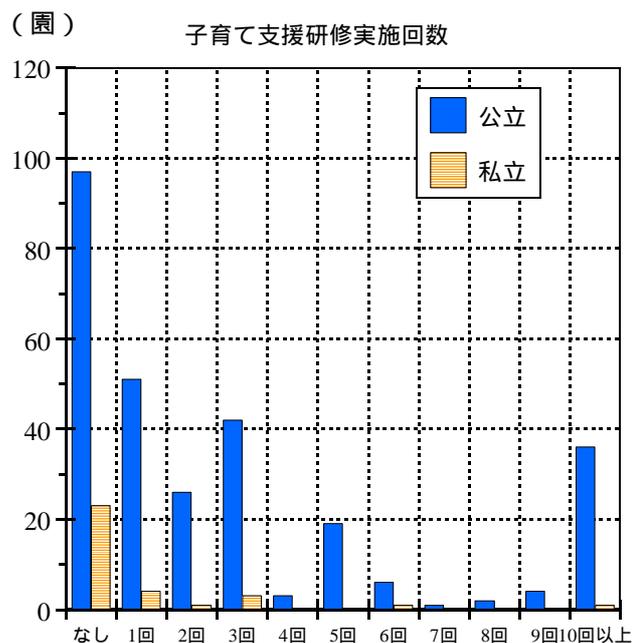
【特別支援教育に関する園内研修の実施状況】(平成21年度)

実施回数	公立	私立	合計
なし	39	16	55
1回	33	7	40
2回	46	3	49
3回	36	5	41
4回	20	0	20
5回	31	0	31
6回	17	1	18
7回	5	0	5
8回	4	0	4
9回	1	0	1
10回以上	56	1	57
合計	288	33	321



【子育て支援に関する園内研修の実施状況】(平成21年度)

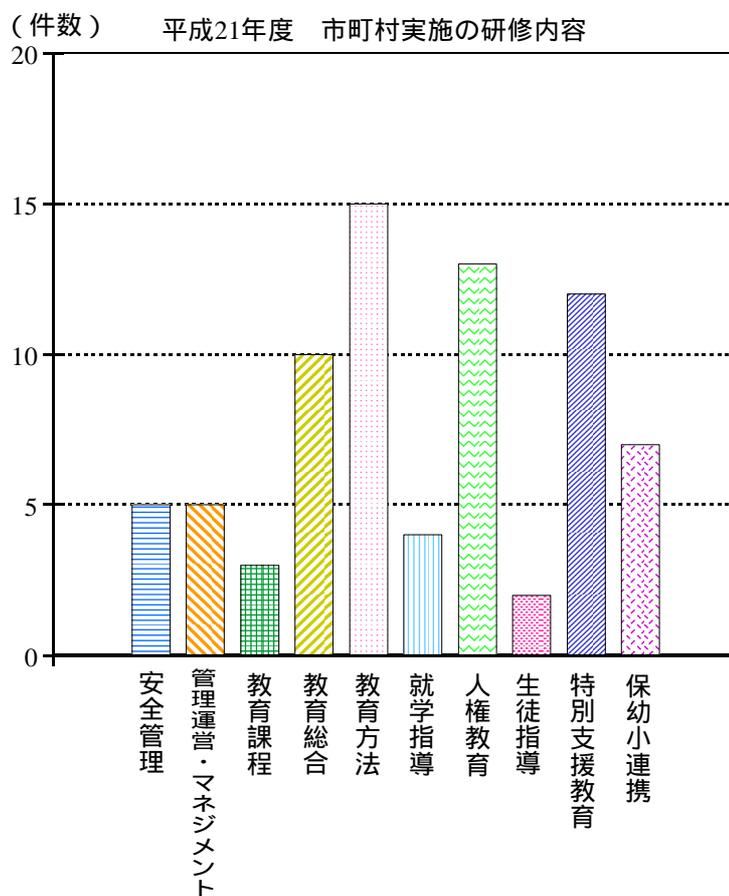
実施回数	公立	私立	合計
なし	97	23	120
1回	51	4	55
2回	27	1	28
3回	42	3	45
4回	3	0	3
5回	19	0	19
6回	6	1	7
7回	1	0	1
8回	2	0	2
9回	4	0	4
10回以上	36	1	37
合計	288	33	321



【市町村による幼稚園教員対象研修(園長を含む)の内容別実施状況】(平成21年度)

研修内容	件数
安全管理	5
管理運営・マネジメント	5
教育課程	3
教育総合	10
教育方法	15
就学指導	4
人権教育	13
生徒指導	2
特別支援教育	12
保幼小等連携	7
合計	76

(複数回答)



【園外全員研修・園外希望研修への参加の状況】(平成21年度)

項 目	公立(園)	私立(園)
園外で開催される全員研修へ参加した	238	33
園外で開催される希望研修へ参加した	285	32

3 教育環境の整備・充実

幼稚園教育は、「環境を通して行う教育」が基本であり、「幼児の中に興味や関心が出てきて、かかわらざるにはいられないように、そして自ら次々と活動を展開していくことができるように、配慮され、構成された環境が必要である」(「幼稚園教育要領解説」平成20年10月)とされている。そのため幼稚園では、幼児が発達に必要な経験ができるよう意図的・計画的に環境を構成するとともに、幼稚園が幼児の発達を促すための充実した場となるよう、施設・設備等の物的教育環境の整備・充実に努める必要がある。

また、幼稚園の施設・設備については、「幼稚園教育要領」や「幼稚園施設整備指針」(平成22年2月)を踏まえ、幼児の多様な自然体験や生活体験が可能となるような環境の整備や、幼児教育のセンターとしての役割を果たすための環境の整備という点にも配慮する必要がある。

さらに、幼稚園教員は、幼児を理解し、幼児の主体的な活動が確保されるように物的・空間的環境を構成し、活動の場面に応じた適切な指導を行うとともに、家庭との連携を十分に図りつつ教育を展開することが求められていることや、幼児教育のセンターとしての役割等、幼稚園に対するニーズの多様化への対応も求められている。これらのことを踏まえ、園長や教員等の配置、地域人材の活用など人的教育環境についても、改善や充実に努める必要がある。

4 家庭や地域社会との連携の推進

幼児の生活は、家庭、地域社会そして幼稚園と連続的に営まれており、その中で幼児は成長していく。一方、少子化、核家族化などにともない、幼児や保護者同士の交流の場も少なくなりつつあり、保護者の子育てへの不安も高まってきている。

こうした中、幼稚園については、「幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。」(学校教育法第24条)と規定された。これにより、幼稚園における預かり保育や子育て支援の一

層の充実と推進の方向性が明確になった。

幼稚園においては、園内での教育のみならず、家庭や地域社会における幼児の生活の充実を図るためにも、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、理解と協力を求めるなどして、相互の連携を一層強める必要がある。

また、子育て支援については、保護者の子育てに関する理解を深め、家庭や地域の教育力の向上を図る観点から、幼稚園は、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすことが必要である。その際、園内体制の整備に配慮しつつ、関係機関との連携を図り、相談への対応、情報の提供、入園前の保護者同伴での登園の受け入れ、保護者同士の交流の機会の提供など、保護者や地域の人々に幼稚園の施設を開放することが考えられる。

預かり保育については、幼稚園が家庭との緊密な連携を図ることで、保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識を高め、家庭教育の充実につながるようにすることが大切である。

【公立・私立幼稚園における子育て支援事業の実施状況】(平成22年5月1日現在)

項目	公立(園)	私立(園)
子育て支援事業実施園数	267(92.7%)	29(87.9%)

【公立・私立幼稚園における預かり保育の実施状況】(平成22年6月1日現在)

項目	公立(園)	私立(園)
預かり保育実施園数	225(78.1%)	32(97.0%)

5 3年保育の推進

岡山県においては、平成22年5月1日現在で、幼稚園未設置市町村が4町村、1年保育実施幼稚園は2園である。3年保育については、「岡山県幼稚園教育振興計画」を策定した平成8年度には、国立幼稚園1園、私立幼稚園35園、公立幼稚園8園で実施されていたが、現在、国立幼稚園1園、私立幼稚園32園、公立幼稚園118園で実施されており、実施園数は増加しているが、公立幼稚園では、希望するすべての3歳児を受け入れることはできていない。

3歳の時期は、周囲の様々な事柄に対する興味や関心が急速に高まり、自我が芽生える時期である。この時期は、保護者の愛情に支えられながら、徐々に行動範囲を広げ、友達を求め始める時期でもある。こうした時期に、集団生活の中で発達に必要な

様々な体験をすることは重要であることから、3年保育の推進を図っていくことが大切である。

【公立・私立幼稚園における3年保育（4月入園）の実施状況】（平成22年5月1日現在）

項目	公立（園）	私立（園）
実施している	118（41.0%）	32（97.0%）

6 市町村における幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

県内の幼稚園を設置している23市町村の中で、幼児教育の振興に関する政策プログラムを既に策定済み又は今後策定を予定しているのは13市町村であり、およそ半数の市町村で策定されていない。

平成9年3年に策定した「岡山県幼稚園教育振興計画」は、幼稚園の計画的な整備を図り、幼稚園教育の普及・充実に資することを目的として定められた国の「幼稚園教育振興計画要領」（平成3年3月文部大臣裁定）に基づいているため、幼稚園を整備している市町村がその主たる対象となるものであった。それに対して、国の「幼児教育振興アクションプログラム」（平成18年10月策定）は、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等の施設それぞれが幼児教育を充実させるとともに、これらが相互に十分な連携を図りながら幼児教育全体の質の向上を図ることをねらいとすることから、幼稚園を設置していない市町村においても、国や県の方針に沿って、幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定又は必要に応じた改訂を行い、幼児教育の一層の振興・充実を図るよう努める必要がある。

【市町村における幼児教育の振興に関する政策プログラム策定の状況】（平成22年5月1日現在）

項目	幼稚園を設置している市町村（数）	幼稚園を設置していない市町村（数）
平成21年度までに策定済み	10	0
平成22年度中に策定予定	0	0
平成23年度以降策定予定	3	0
未定・策定しない	10	4
合計	23	4

幼稚園教育の振興・充実の方策について

この章では、これまで述べてきた本県における幼稚園教育の振興・充実に係る現状と課題を踏まえ、今後の幼稚園教育の振興・充実のため、「教育活動の充実」「教員の資質及び専門性の向上」「教育環境の整備・充実」「家庭や地域社会との連携の推進」「3年保育の推進」という五つの柱を設け、県、設置者、市町村、幼稚園がそれぞれ取り組むべき方策を示している。

「市町村における幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定」は、これらの五つの柱をバランスよく推進するための主たる原動力として位置付けている。

新潟県幼稚園教育振興計画イメージ図



この章における語句の定義は次のとおりとする。

- 【 県 】……………県私立幼稚園主管課及び県教育委員会
- 【 設置者 】………市町村及び私立幼稚園の設置者
- 【 市町村 】………市町村幼稚園主管課及び市町村教育委員会
- 【 幼稚園 】………公立幼稚園及び私立幼稚園

1 教育活動の充実

幼児期の発達の特性に照らして、幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な学習として位置付け、教員による組織的・計画的な指導を「環境を通して行う」幼児教育の基本に立って、その活動を一層充実する。

(1) 幼児教育の充実と理解促進

【 県 】

幼稚園教育に関する国の施策等を受け、設置者や市町村等に対して幼稚園教育に関する情報の適切な提供に努める。

幼稚園教育に関する政策プログラム等を策定したり、必要に応じて見直したりすることにより、県内の幼稚園教育等の充実に努める。

研究協議会等の開催により、幼稚園教育要領の趣旨や内容について、幼稚園・保育所・認定こども園関係者等の理解が深まるよう努める。

【 市町村 】

幼児教育の重要性及び幼稚園教育の内容や活動()について、広報活動や啓発活動を通じて情報を提供することなどにより、保護者や地域の人々の理解促進に資するよう努める必要がある。

研究協議会等の開催により、幼稚園教育要領の趣旨や内容について、幼稚園・保育所・認定こども園関係者等の理解が深まるよう努める必要がある。

【 幼稚園 】

幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即した適切な教育課程を編成し、意図的・計画的に環境を構成することを通じて幼児の健やかな成長を促す教育を充実していくよう努める必要がある。

教員と幼児の信頼関係に基づいた質の高い幼児教育が展開されるよう、園内組織の充実に努める必要がある。

幼児が共通の目的を見だし、工夫したり協力したりなどする、いわゆる協同的な活動が体験できるよう、保育の質の充実に努める必要がある。

幼児教育の重要性及び幼稚園教育の内容や活動について、日々の教育活動を通じて適切に情報を提供することなどにより、保護者や地域の人々の理解促進に資するよう努める必要がある。

() ここでいう活動には、遊びや環境を通して行う活動など、幼稚園教育で独自に定義される概念を含む。

(2) 特別支援教育の充実

【 県 】

所管する特別支援学校が持つ「センター的機能」()を通じ、特別な支援を必要とする幼児の教育に関する支援の充実に努める。

幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制が整備されるよう、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係の部局や機関のネットワークを充実させることなどにより、幼稚園等への支援の促進に努める。

【 市町村 】

特別支援学校が持つ「センター的機能」を活用し、特別な支援を必要とする幼児の教育に関する支援の充実に努める必要がある。

幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制が整備されるよう、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係の部局や機関が連携して、幼稚園等への支援の推進に努める必要がある。

一人一人にきめ細かな指導が行われるよう、特別支援教育に係る支援員等の配置に努める必要がある。

【 幼稚園 】

個別の指導計画・個別の教育支援計画等の作成及び園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、園内の特別支援教育体制の整備に努める必要がある。

家庭と連携しながら、関係機関との連携や、特別支援学校が持つ「センター的機能」を活用し、特別な支援を必要とする幼児への適切な指導及び必要な支援を行うよう努める必要がある。

() 特別支援学校のセンター的機能とは、地域の幼稚園、小・中学校等の要請に応じて、個々の幼児児童生徒の指導に関する助言・相談のほか、個別の教育支援計画の策定に当たっての支援等を行うことを指す。

(3) 学校評価の充実

【 県 】

幼稚園における教育の水準を向上させ、幼児の健やかな成長を保障する観点から、幼稚園における学校評価が円滑に行われるよう、市町村に対する支援の充実に努める。

学校評価に関する研修を実施するなど、学校評価の理解の促進や取組の充実に努める。

【 市町村 】

幼稚園における教育の水準を向上させ、幼児の健やかな成長を保障する観点から、幼稚園における学校評価が円滑に行われるよう、支援の充実に努める必要がある。

学校評価に関する研修を実施するなど、学校評価の理解の促進や取組の充実に努める必要がある。

【 幼稚園 】

すべての教職員が参画し、幼稚園や地域の実態に応じた評価項目や評価指標の立て方を工夫するなど、学校評価の在り方の工夫・改善に努める必要がある。

保護者や地域の理解や協力を得るため、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果の公表・説明に努める必要がある。

(4) 保育所との連携及び小学校との連携・接続の充実

(ア) 幼稚園と小学校との連携・接続

【 県 】

市町村が域内の幼稚園に対して、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育課程の編成や指導計画等の作成・実施について適切な支援ができるよう、情報の提供等に努める。

市町村等と連携・協力して、幼稚園と小学校との間での、研修を通じた交流等による継続的な連携体制の構築に努める。

幼小連携の理解を深め、幼児の小学校段階への円滑な移行を図るため、地域の幼児教育の関係者と小学校等の関係者による連絡協議会を設けることを市町村に働きかけるなどして、連携・協力体制の整備に努める。

【 市町村 】

域内の幼稚園が小学校教育への円滑な接続に配慮した教育課程の編成や指導計画等を作成・実施できるよう、支援に努める必要がある。

県と連携・協力して、幼稚園と小学校との間で、研修を通じた交流等により、継続的な連携体制の構築に努める必要がある。

幼稚園教員と小学校教員が相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に5歳児の担任と小学校第1学年の担任を中心に、保育参加・授業参加等を通じた合同研修の実施に努める必要がある。

幼小連携の理解を深め、幼児の小学校段階への円滑な移行を図るため、地域の幼児教育の関係者と小学校等の関係者による連絡協議会を設けることなどにより、連携・協力体制の整備に努める必要がある。

【 幼稚園 】

幼稚園教員と小学校教員が相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に5歳児の担任と小学校第1学年の担任を中心に、保育参加・授業参加等を通じた合同研修の実施に努める必要がある。

幼小連携の理解を深め、幼児の小学校段階への円滑な移行を図るため、幼児と児童の交流の機会を設けるなど、幼稚園と小学校の連携を図るよう努める必要がある。

子どもの発達や学びの連続性を保障するため、地域の幼稚園と小学校が連携・協力体制を構築し、教育課程の接続を図るよう努める必要がある。

(イ) 幼稚園と保育所との連携

【 県 】

保育内容や方法、連携の在り方に関する事など、幼稚園と保育所との連携を研修の一つのテーマとして取り上げ、幼稚園と保育所の関係者が共に参加する研修の充実に努める。

【 市町村 】

保育内容や方法、連携の在り方に関する事など、幼稚園と保育所との連携を研修の一つのテーマとして取り上げ、幼稚園と保育所の関係者が共に参加する研修の充実に努める必要がある。

幼稚園、保育所担当部署における担当職員の人事交流や兼務等によって、幼稚園と保育所相互の連携の推進を積極的に図るよう努める必要がある。

【 幼稚園 】

幼児の小学校段階への円滑な移行を図るため、幼稚園と保育所の幼児同士の交流の機会を設けるなど、連携を図ることに努める必要がある。

幼稚園教員と保育所保育士の交流や、保育参観や保育参加等による合同研修の実施に努める必要がある。

2 教員の資質及び専門性の向上

幼稚園教員の研修を充実させ、教員の資質及び専門性を向上させることにより、幼児教育の水準の維持・向上を図る。

【 県 】

幼稚園教育要領の趣旨や内容について、幼稚園・保育所・認定こども園関係者等の理解が深まるように市町村への働きかけに努める。

現行の研修内容を見直し、教職経験等に応じた教員のニーズに配慮した研修の充実や研修の機会の確保に努めるとともに、市町村の枠組みを超えた研修や公立と私立の幼稚園の教員が合同で行う研修等の推進に努める。

幼稚園教育研究団体主催の研修の支援に努める。

【 設置者 】

教員が園外で実施される研修に参加できるシステムづくりに努める必要がある。

教員の経験や年齢に応じた研修計画の策定や研修の実施、研修を受けやすくする環境の整備などにより、教員の資質向上に努める必要がある。

【 市町村 】

幼稚園教育要領の趣旨や内容について、幼稚園・保育所・認定こども園関係者等の理解が深まるよう努める必要がある。

現行の研修内容を見直し、教職経験等に応じた教員のニーズに配慮した研修の充実や研修の機会の確保に努めるとともに、公立と私立の幼稚園が合同で行う研修等の推進に努める必要がある。

計画的な園訪問や公開保育への参加等により、指導計画の作成や園内研修の充実などに関する指導・助言を行うよう努める必要がある。

小規模園等の実態を踏まえるなど、幼稚園等の規模にかかわらず教員が研修に参加しやすい体制の整備に努める必要がある。

教員の採用や人事交流の工夫・改善により、人材の確保に努める必要がある。
幼稚園教育研究団体主催の研修の支援に努める必要がある。

【 幼稚園 】

年間の園内研修計画を立てるなどして、研修の機会を適切に確保し、教員の資質向上に努める必要がある。

公開保育をともなう研修や事例研究・教材研究など研修方法を工夫し、園内研修の充実に努める必要がある。

教職経験等に応じた教員のニーズに配慮した研修内容や、時代の変化に即した新しい課題に対応するための研修内容を設定するなど、園内研修の充実に努める必要がある。

【 その他 】

教育研究団体等は相互に連携を図り、各種研修事業を効果的に計画し、実施するよう努める必要がある。

3 教育環境の整備・充実

幼稚園が幼児の発達を促すための充実した場となるよう、物的教育環境の整備・充実及び人的教育環境の改善に努める。

【 県 】

「幼稚園設置基準」に基づき、設置者に対して適切な指導・助言を行う。

【 設置者 】

施設・設備、園具・教具等の状況を「幼稚園設置基準」「幼稚園施設整備指針」に基づいて絶えず点検・整備するとともに、長期的視点に立って既存の施設・設備等の効果的な利用を図るよう努める必要がある。

「幼稚園設置基準」に基づき、1学級の幼児数などについて計画的に改善するとともに、各幼稚園の運営に支障を来さないよう専任園長、教頭、養護教諭、事務職員などが適切に配置されるよう努める必要がある。3歳児の1学級の幼児数については、その発達上の特性に基づいて特に配慮する必要がある。

預かり保育等、きめ細かな教育や保育を保障するため、幼稚園の教員定数の改善に努めるとともに、地域のボランティア等、外部人材の活用を図るよう努める必要がある。

【 市町村 】

域内の幼稚園教育の充実や教員の資質向上を図るため、幼稚園教育担当の指導主事等を配置するよう努める必要がある。

【 幼稚園 】

施設・設備、園具・教具等の有効な活用と適切な維持管理に努める必要がある。

危機管理マニュアルを整備するなど、園内における危機管理体制の充実と安全面での取組の充実に努める必要がある。

4 家庭や地域社会との連携の推進

子どもの健やかな成長のためには、保護者が家庭教育の重要性を認識し、子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりを持って子育てができることが重要である。そのため、幼稚園においては、親と子の育ちの場としての役割を担うとともに、子育て支援機能を充実させることにより、家庭及び地域への支援に努める必要がある。

(1) 子育て支援の充実

【 県 】

幼稚園において、子育て支援の充実に向けた家庭・地域社会への積極的な働きかけがなされるとともに、地域の幼児教育のセンターとしての役割が果たされるよう、市町村に対して適切な指導・助言を行う。

【 設置者 】

保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催、地域の子どもへの遊び場や遊びの機会の提供等、子育て支援に係る事業等を行うよう努める必要がある。

幼稚園における教育と家庭における教育の関連性の在り方が子どもの健全な成長に大きな役割を果たすことを踏まえ、保護者等に対して幼稚園で身に付けた教育内容を家庭生活の中で生かしていくことの重要性の啓発に努める必要がある。

【 市町村 】

幼稚園において、子育て支援の充実に向けた家庭・地域社会への積極的な働きかけがなされるとともに、地域の幼児教育のセンターとしての役割が果たされるよう、適切な指導・助言を行う必要がある。

中学生・高校生等これから親になる世代に対して、幼稚園等の幼児と接する体験の機会の提供に努める必要がある。

地域で活動している幼児教育に関する団体や子育て支援団体等に対し、教育上支障のない範囲で、園庭開放や余裕教室の活用等についての情報提供等に努める必要がある。

【 幼稚園 】

園庭開放や就園・未就園の保護者同士の交流や研修の機会の設定、相談機能の充実など、地域の就学前の幼児やその保護者の交流及び連携の充実を図り、保護者の教育力の向上に寄与するよう努める必要がある。

中学生・高校生等これから親になる世代に対して、幼稚園等の幼児と接する体験の機会の提供に努める必要がある。

幼稚園における教育と家庭における教育の関連性の在り方が子どもの健全な成長に大きな役割を果たすことを踏まえ、保護者等に対して幼稚園で身に付けた教育内容を家庭生活の中で生かしていくことの重要性の啓発に努める必要がある。

地域で活動している幼児教育に関する団体・子育て支援団体等に対し、教育上支障のない範囲で、園庭開放や余裕教室の活用等が進むよう、情報提供等に努める必要がある。

(2) 預かり保育の推進

【 県 】

預かり保育が円滑に実施されるよう、市町村や設置者に対して幼稚園における預かり保育に関する情報の適切な提供に努める。

【 市町村 】

地域の実態や保護者の要望等を踏まえ、希望する幼児を対象に、幼稚園における通常の教育時間の終了後等に行う預かり保育の推進に努める必要がある。

預かり保育の実施に当たっては、施設・設備の整備や、預かり保育担当者の配置による体制の整備などにより、預かり保育が教育活動として適切な活動となるよう努める必要がある。

【 幼稚園 】

地域の実態や保護者の要望等を踏まえ、希望する幼児を対象に、幼稚園における通常の教育時間の終了後等に行う預かり保育の推進に努める必要がある。

預かり保育の担当者を配置する場合は、幼稚園の教員と預かり保育担当者の協力体制を整備し、情報の引き継ぎが確実に行われるようにするとともに、合同研修などを実施することにより、日頃から両者の緊密な連携が図られるよう努める必要がある。

預かり保育を行う場合は、幼児の一日の生活に配慮し、幼児期の教育活動として無理のない適切な活動となるよう指導計画を作成する必要がある。

5 3年保育の推進

入園を希望するすべての満3歳児～5歳児への幼児教育の機会を確保する。

【 県 】

3年保育が円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な指導・助言を行う。

3年保育の実施・拡大にともない、3歳児の発達の特性に配慮した教員研修の充実に努める。

保護者負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励費事業の円滑な運営に努める。

【 設置者 】

3年保育の実施に当たっては、幼児の発達の実情に即した施設・設備、園具・教具等の整備・充実に努める必要がある。また、1学級の幼児数及び教員配置等についても十分配慮するよう努める必要がある。

【 市町村 】

私立幼稚園や保育所の満3歳児～5歳児の受け入れ状況や地域の実情等を十分考慮し、関係者と協議をした上で、1年保育の解消、3年保育の実施・拡大が図られるよう努める必要がある。なお、全域での実施が困難な場合は、地域の実態や保護者の要望等を踏まえ、3年保育の実施を進めるよう努める必要がある。

3年保育が円滑に実施されるよう、指導内容、指導方法等に関して幼稚園に対して適切な指導・助言を行うよう努める必要がある。

3年保育の実施・拡大にともない、3歳児の発達の特性に配慮した教員研修の充実に努める必要がある。

保護者負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励費事業の実施に努める必要がある。

入園を希望するすべての3歳児が幼稚園生活を送れるよう、教員の配置、施設・設備の整備等に努める必要がある。

【 幼稚園 】

3年保育が円滑に実施されるよう、教育課程の編成や指導内容、指導方法の研修を行うなどして適切な指導に努める必要がある。

保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう、情報交換の機会や保育参加など、保護者が子育てについて学ぶ機会を提供するよう努める必要がある。

6 市町村における幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

各市町村において、地域の実情等を考慮した政策プログラムを策定又は改訂し、幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するよう努める必要がある。

【 県 】

市町村が幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定するに当たり、必要な情報や資料を提供するとともに、適切な指導・助言を行うよう努める。()

市町村の幼児教育関係職員を支援するため、地域の実情に応じ、会議等を通じて行政情報の提供及び政策プログラムの好事例の紹介等に努める。

【 市町村 】

関係部局や公・私立の幼稚園・保育所の関係者などで構成する協議機関を設置するなどして、相互に緊密な連絡・調整を図りながら幼児教育に関する振興計画を策定し、幼児教育の振興・充実を図るよう努める必要がある。既に振興計画を策定している市町村においても、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて振興計画の改訂等を行っていくことが望まれる。

- () 県及び市町村においては、幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、幼児教育をめぐる状況の変化を踏まえながら、既に策定されている幼児教育の振興に関する政策プログラムの活用も図りつつ、政策プログラムを策定又は改訂する必要がある。なお、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針にある「幼児教育の充実」の内容を政策として具体化するためにも、政策プログラムの策定及び改訂は重要である。また、県及び市町村における政策プログラムの策定又は改訂に当たっては、地域の実情等の他、私立幼稚園や保育所等の整備の動向や役割についても十分勘案するものとする。

おわりに

これまでに述べてきたことは、幼稚園教育の振興・充実に係る内容や方策に関するものである。各市町村においては、幼稚園の整備状況やそれぞれの実情を考慮しながら、「幼稚園教育振興計画」を策定、あるいは、必要に応じて改訂し、幼稚園教育の振興・充実に努める必要がある。また、幼稚園を設置していない町村においても、政策プログラムを策定する方法により、幼児教育についての施策の充実が望まれる。

県においては、各市町村における幼児教育の振興に関する政策プログラム等の策定状況や幼稚園教育の振興状況等を適宜把握するとともに、情報提供や助言に努め、本計画を積極的に推進していく必要がある。

今日、県内の各地域においては、幼稚園と保育所との合築や併設、認定こども園の設置など、地域の実情に応じた新しい取組が進められるとともに、幼児期の教育が「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」ことから、あらためて幼児教育の在り方が検討されている状況がある。また、国においても、幼保一体化の具体的な検討が行われているところであり、その動向についても注目されるところである。

このように、今日の幼稚園教育は大きな変革のうねりの中にあるといえるが、そうした時代であるからこそ、あらためて幼稚園教育を見直し、質の高い教育を提供していくことは、幼稚園教育にかかわるすべての者に課せられた大切な使命であるといえる。

この「新潟県幼稚園教育振興計画」を契機として、県内全域における幼稚園教育の一層の充実と発展を期待するものである。

資料編

- (1) 幼稚園等の設置状況及び就園状況
- (2) 幼稚園における職員の職種別人数の状況
- (3) 園児数の推移
- (4) 岡山県教育委員会が実施している幼稚園教員対象の研修（平成22年度）
- (5) 新岡山県幼稚園教育振興計画（仮称）検討委員会設置要綱
新岡山県幼稚園教育振興計画（仮称）検討委員会委員名簿
新岡山県幼稚園教育振興計画（仮称）検討委員会審議経過の概要

(1) 幼稚園等の設置状況及び就園状況
【平成22年度における幼稚園及び保育所等の数】

幼稚園の状況

		幼稚園数			幼児数	本務教員数
		本園	分園	計		
幼稚園	国立	1	-	1	142	8
	公立	299	1	300	14,313	1,284
	私立	33	-	33	5,277	363
	計	333	1	334	19,732	1,655

教育行政便覧による

保育所の状況

		保育所数	乳幼児数
保育所	国立	-	-
	公立	207	16,354
	私立	192	22,642
	計	399	38,996

県調査による

認定こども園の状況

		園児数	設置数	類 計	設置している市町数
認定こども園		589	7	幼保連携型	3
				幼稚園型 保育所型	

県調査による

(2) 幼稚園における職員の職種別人数の状況

【公立】教員数

区分	園長	副園長	教頭	主幹教諭	指導教諭
本務者	202	4	10	3	0
兼務者	88	0	0	0	0
区分	教諭	助教諭	講師	教育補助員	計
本務者	694	144	119	108	1,284
兼務者	14	0	15	47	164

職員数(本務者)

区 分	
事務職員	5
養護職員	0
用務員・警備員・その他	34
計	39

教育行政便覧による

休園の幼稚園等があるため幼稚園数と園長数は一致していない。(平成22年5月1日現在)

【私立】教員数・職員数

()は非常勤・パート・臨時等

職名	理事長・学園長等	園長	園長補佐・副園長	教頭・副園長代理	主事・事務長	主任	教諭
人数	理事長 4	30	園長補佐 1	教頭 4	主事 2	主任 30	教諭 250
	理事長・学園長 1	兼 3	副園長 15	副園長代理 1	事務長 1		(15)
	学園長 5		兼 1 (1)				
職名	助教諭	講師	助手	事務職員	自動車運転手	用務員	計
人数	7	10	8	32	21	8	432
		(20)	(12)	兼1 (6)	(18)	(8)	兼 5 (80)
				2			

県私立幼稚園連盟調査による (平成22年5月1日現在)

(3) 園児数の推移

【公立幼稚園の園児数】

区分 年度	公立幼稚園			
	3歳	4歳	5歳	計
8	56	8,450	9,865	18,371
9	123	8,578	9,524	18,225
10	239	8,286	9,472	17,997
11	278	8,578	9,081	17,937
12	445	8,227	9,273	17,945
13	841	8,375	8,776	17,992
14	1,124	8,093	8,846	18,063
15	1,199	8,027	8,612	17,838
16	1,443	7,520	8,466	17,429
17	1,669	7,533	7,937	17,139
18	1,572	7,161	7,977	16,710
19	1,645	6,844	7,643	16,132
20	1,685	6,519	7,269	15,473
21	1,700	6,277	6,887	14,864
22	1,809	5,916	6,588	14,313

【私立幼稚園の園児数】

区分 年度	私立幼稚園			
	3歳	4歳	5歳	計
8	1,769	2,066	1,977	5,812
9	1,756	2,042	1,975	5,773
10	1,774	2,048	1,966	5,788
11	1,634	1,980	1,968	5,582
12	1,657	1,865	1,898	5,420
13	1,695	1,868	1,848	5,411
14	1,799	1,963	1,905	5,667
15	1,664	2,040	1,887	5,591
16	1,695	1,885	1,995	5,575
17	1,719	1,917	1,836	5,472
18	1,772	1,963	1,872	5,607
19	1,703	1,969	1,923	5,595
20	1,690	1,883	1,917	5,490
21	1,612	1,825	1,794	5,231
22	1,729	1,754	1,794	5,277

(4) 岡山県教育委員会が実施している幼稚園教員対象の研修 (平成22年度)

研修講座名	内 容	対 象 者	日 数
幼稚園等新規採用教員研修	指導計画の作成、保健・安全教育、特別支援教育、人権教育、幼児理解、保育参観等	幼稚園等の新規採用教員	園外研修10日 園内研修10日
10年経験者研修(幼稚園)	保育専門、校種間交流、現代の教育課題、特別支援教育、教育相談等	教諭としての在職期間が10年に達した幼稚園の教諭	園外研修3~5日 園内研修8~10日
幼稚園教育研究協議会	幼稚園の教育課程の編成及び実施にともなう指導上の諸問題や幼稚園を取り巻く諸課題についての研究協議	幼稚園教諭 80名程度 保育士若干名	3日
園長等運営管理協議会	幼稚園の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議	主として新任兼務園長等50名程度	3日
心豊かなおやかやまっ子育成研修会	就学前から高等学校段階までの心の教育の充実を図るため、県内公立幼稚園、小学校、高等学校、特別支援学校において道德教育を担当している教諭を対象に学習指導要領の改訂の動向を踏まえた道德教育推進の方向性や具体的な進め方等について認識を深めるための研修を行い、教員の指導力の向上を図る。	公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で道德教育を担当している教諭	2日
小学校生活科研修講座「幼児教育との接続」	小学校生活科の授業公開(幼稚園と小学校が連携してつくる授業「いっしょに遊ぼう」)及び協議「幼小連携の中の生活科」により、幼児教育と小学校との具体的な連携について、指導計画の作成や交流活動の計画、指導者同士の連携の進め方について研修を行い、教員の指導力及び資質の向上を図る。	幼稚園教員、保育士、小学校教員	1日
就学前人権教育研修会	就学前教育に当たる教職員の人権意識の高揚を図り、様々な人権問題についての理解と認識を深めるため研究協議を行い、就学前における人権教育の総合的な推進に資する。	公立幼稚園で人権教育に当たる教職員(私立幼稚園、保育所で人権教育に当たる教職員については希望者)	1日
特別支援教育教育相談研修講座	特別支援教育教育相談に関する基礎的な知識や技能の習得を図り、障害のある子どもや保護者支援のあり方等について研修を深め、特別支援教育相談の推進に資する。	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教諭	2日
発達障害研修講座	発達障害のある子どもに対する理解及び支援、校内支援の在り方について研修し、教員の指導力の充実と資質の向上を図る。	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教諭	基礎講座1日 発展講座2日
アセスメント研修講座	アセスメントを生かした学習支援及び、WISC-K-ABCの検査実施と指導への生かし方を通して、特別支援教育にかかわる指導力の充実と資質の向上を図る。	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教諭	1泊2日
特別支援教育授業づくり研修講座	通常学級における特別支援教育の観点からの授業づくりや、特別支援学校及び特別支援学級における授業づくりについて研修を深め、特別支援教育にかかわる指導力の充実と資質の向上を図る。	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教諭	2日
特別支援教育就学前研修	幼稚園及び保育所における特別支援教育についての研修	幼稚園教諭、保育士	1日

(5) 新潟山県幼稚園教育振興計画(仮称)検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、新潟山県幼稚園教育振興計画(仮称)検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、幼稚園教育の現状と課題、地域社会の要望等を踏まえ、幼稚園教育の振興について協議を行い、新潟山県幼稚園教育振興計画(仮称)を策定することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について協議する。
(1) 岡山県における幼稚園教育の現状と課題について
(2) 新潟山県幼稚園教育振興計画(仮称)について
(3) その他幼稚園教育の振興に関すること

(組織)

第4条 委員会は、委員9名をもって組織し、教育長が委嘱する。
2 委員の任期は、平成23年3月31日までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(会議の公開と傍聴)

第7条 会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴受付簿(様式)に氏名及び住所を記入しなければならない。
3 傍聴は、委員長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。
4 報道関係者で委員長が認めたものは、前項の規定にかかわらず、傍聴することができる。
5 前4項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(専門委員会)

第8条 委員会には、専門委員会を置くことができる。
2 専門委員会は、教育長が指名する委員5名をもって組織する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岡山県教育庁指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

新岡山県幼稚園教育振興計画（仮称）検討委員会委員名簿

【委員】（五十音順）

氏 名	所 属 等	備 考
佐藤 一雄	総務部総務学事課長	専門委員会委員
竹井 千庫	教育庁教育次長	委員長
田野 美佐	岡山県国公立幼稚園PTA連絡協議会会長	
津島 雅章	吉備中央町教育委員会教育長	
土山 球一	備前市教育委員会教育長	
中井美代子	学校法人淳心学院海星幼稚園長	専門委員会委員
水野 正憲	岡山大学大学院教育学研究科教授	副委員長 専門委員会委員長
守屋 操	岡山市立伊島幼稚園長	専門委員会副委員長
渡辺 知美	保健福祉部子ども未来課長	

【事務局】

小田 幸伸	教職員課長	
黒山 靖弘	特別支援教育課長	
今井 康好	指導課長	専門委員会委員

新潟県幼稚園教育振興計画（仮称）検討委員会審議経過の概要

項目	開催日	内容
検討委員会 第1回会議	平成22年 6月30日	委員紹介、委員長・副委員長の選出 策定方針について 本県幼稚園教育の現状と課題 本県幼稚園教育の基本的方向
専門委員会 第1回会議	平成22年 7月28日	素案検討
専門委員会 第2回会議	平成22年 9月21日	素案修正案検討
検討委員会 第2回会議	平成22年10月 6日	「新潟県幼稚園教育振興計画（仮称）」 （案）について
パブリック ・コメント	平成22年11月15日 ～12月14日	パブリック・コメントの実施
専門委員会 第3回会議	平成23年 1月 7日	「新潟県幼稚園教育振興計画（仮称）」 （案）について
検討委員会 第3回会議	平成23年 1月26日	「新潟県幼稚園教育振興計画（仮称）」 （案）について